

(四) 関係公文書等

④ 国内措置関係

沖縄県の郡編成に關する勅令

明治二十九年三月五日第十三号
内閣官房秘書課保管

朕沖縄県ノ郡編成ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十九年三月五日

内閣總理大臣

内務大臣

標杭建設ニ関スル件

秘別第一三三号

別紙標杭建設ニ関スル件閣議提出ス

明治廿八年一月十二日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文 殿

秘別第一三三号

標杭建設ニ関スル件

沖縄県下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ハ從來無人島ナ

| |
|------------------------------|
| 那覇首里区ノ区域ヲ除ク外沖縄県ヲ尽シテ左ノ五郡トス |
| 島尻郡 島尻各間切、久米島、慶良間諸島、渡名喜島、栗園島 |
| 島、伊平屋諸島、鳥島及大東島 |
| 中頭郡 中頭各間切 |
| 國頭郡 國頭各間切及伊江島 |
| 宮古郡 宮古諸島 |
| 八重山郡 八重山諸島 |

第二条 郡ノ境界若クハ名称ヲ変更スルコトヲ要求スルトキハ内務大臣之ヲ定ム

レトモ近來ニ至リ該島ヘ向ケ漁業等ヲ試ムル者有之之レカ取締ヲ要

スルヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭建設致度旨同県知事ヨリ上申有之右ハ同県ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通標杭ヲ建設セシメントス

右閣議ヲ請フ

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵 野村靖圃

内閣書記官(印)

別紙乙号

官房甲第三十八号
沖縄県ト清国トノ間ニ散在セル無人島取調ノ儀三付別紙甲号ノ通同
県令ヨリ申上候ニ付即チ別紙乙号ノ如ク其筋ヘ相同意存候就テハ御
意見承知致度此段及御照会候也

明治十八年十月九日

内務卿伯爵 野村靖圃

内閣書記官(印)

追テ別紙取調書類ハ副書舞之三付御回答ノ節御返付相成度候也

別紙乙号

太政官上申案

内務卿伯爵 野村靖圃

内閣書記官(印)

内務大臣請議沖縄県下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ト称
スル無人島ヘ向ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要スルニ
付テハ同島ノ儀ハ沖縄県ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀全原知
事上申ノ通許可スヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之付請議ノ通ニテ然
ルヘシ

指令案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治廿八年一月廿一日

沖縄県ト清国トノ間ニ散在セル無人島ノ儀ニ関
シ意見問合ノ件

太政大臣宛

別紙甲号

第三百十五号

久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申

本県ト清国福州間ニ散在セル無人島取調ノ儀ニ付先般在京森本県大
書記官ヘ御内命相成候趣ニ依リ取調致候處概略別紙ノ通ニ有之候抑

付則

第三条 本令施行ノ時期ハ内務大臣之ヲ定ム

魚釣島外二島ノ所轄決定ニ關シ伺ノ件

甲第一号

管下八重山群島ノ内石垣島ニ接近セル無人島魚釣島外二島ノ義ニ付
十八年十一月五日第三百八十四号伺ニ對シ同年十二月五日付ヲ以テ
御指令ノ次第モ有之候處右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相
定其儘ニ致置候處昨今ニ至リ水產取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨
八重山島役所ヨリ同出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所々轄ニ
相定度此段相伺候也

明治廿三年一月十三日

知事

内務大臣宛

勅令第十三号

内閣總理大臣

明治二十九年三月五日

内閣官房秘書課保管

朕沖縄県ノ郡編成ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十九年三月五日

内閣總理大臣

内務大臣

明治廿三年一月十三日

内閣官房秘書課保管

朕沖縄県ノ郡編成ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十九年三月五日

内閣總理大臣

内務大臣